

平成28年

4月1日  
から

# 事業者のごみの 出し方が変わります。

事業者の  
皆様へ



リサイクル促進、ごみの減量化を図るため  
焼却施設へのリサイクル可能な  
古紙類の受入制限を行ないます。

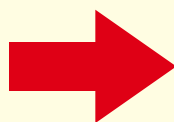


焼却施設において展開検査を実施して、  
リサイクル可能な古紙が搬入された場合は、  
排出事業者、収集業者の皆様に  
分別の徹底などを厳しく指導  
することもあります。



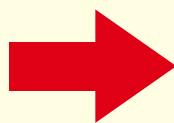
リサイクルできる古紙類は、  
「分別して」排出・処理してくだ  
さい。

＊リサイクル  
できる古紙類



リサイクルへ  
(裏面参照)

＊リサイクル  
できない紙類



焼却施設へ

分別方法などの詳細については、裏面をご覧ください。▶▶

